

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和二年三月二十四日

秋田県教育委員会教育長 米田 進

秋田県教育委員会規則第六号

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和三十一年秋田県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（教育長の専決処理） 第三条 次に掲げる事項については、教育長が専決処理するものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第六条第一項又は第十八条第一項の規定により任期を定めて採用される職員（以下「育児休業任期付職員」という。）、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年秋田県条例第八十九号）第七条第一項の規定により任期を定めて採用される職員（以下「配偶者同行休業任期付職員」という。）、臨時及び非常勤の職員を除く。）の人事に関する事（任免に関するもの、職員の人事及び給与の基本方針に関するもの並びに賞罰に関するものを除く。）。</p> <p>三 教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の育児休業任期付職員、配偶者同行休業任期付職員、臨時及び非常勤の職員の人事に関する事（賞罰に関するものを除く。）。</p> <p>四 略</p> <p>五 第一条第七号の行政文書の公開に関する事。</p> <p>六 第一条第八号の個人情報の取扱いに関する事。</p>	<p>（教育長の専決処理） 第三条 次に掲げる事項については、教育長が専決処理するものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員（</p> <p>常勤の職員を除く。）の人事に関する事（任免に関するもの、職員の人事及び給与の基本方針に関するもの並びに賞罰に関するものを除く。）。</p> <p>三 教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の臨時及び非常勤の職員の人事に関する事（賞罰に関するものを除く。）。</p> <p>四 略</p> <p>五 第一条第七号の行政文書の公開に関する事（学校において管理している行政文書の公開に係るものを除く。）。</p> <p>六 第一条第八号の個人情報の取扱いに関する事（学校において</p>

七略

2 前項第三号、第五号及び第六号に掲げる事項の一部について、  
教育長は別に定めるところにより、教育次長以下の職員に専決処  
理させることができるものとする。

3 前条第一項の規定は、前二項の専決処理について準用する。

七略

て管理している個人情報の取扱いに係るものを除く。）。

2 前条第一項の規定は、前項の専決処理について準用する。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。